

『小学女礼式』について

文

A Study of "Shougaku - joreisiki"

陶 智子

SUE Tomoko

は、小笠原清務の建議について以下のように記す。

明治時代の礼法史で、特に注目されるのは、小笠原家の当時の当主清務の活動である。この小笠原家の歴史について記したものとしては、清務の孫である小笠原流三〇世家元清信の『小笠原流』（昭和四二年、学生社）がある。それによれば、小笠原長時、貞慶から小笠原糾法の道統を受け継いだ経直が、慶長九年（一六〇四）、徳川家康の命により江戸にのぼり、秀忠の糾法師範となり、以後徳川将軍家の師範となる。『寛政重修諸家譜』によれば、五代将軍綱吉の養女八重姫の婚儀、七代家継の元服、家治の生誕など、嘉礼の礼式を担当したり、将軍の前で流鏑馬興行をしている。

また江戸時代最後の当主常正は弘化三年（一八四六）に生まれ、將軍

目代として射術・馬術・軍法・礼法の師範となり、文久二年（一八六二）には、徳川家茂と和宮の結婚御用掛を命じられている。明治維新の年、清務と名をあらため、大正二年、六八歳で没している。

さて、小笠原清務は、明治一二年に礼法教授の必要性を東京府に建議する。その背景には、明治一二年に東洋道德を教育の基本思想とすべきとする『教学聖旨』が成されたことがあったものと考えられる。

相島亀三郎『現代国民作法精義』（昭和五年、東洋図書株式合資会社）

「明治十四五年の頃」とあるが、東京府に建議したのは明治一三年のことであり、江口敦子、住田昌一「礼法教育の研究（第一報）小学校における礼法の成立過程」（『日本家庭科教育学会誌』第二六卷二号、昭和五八年）には以下のようにある。

明治13年礼法家小笠原清務より東京府へ提出された「学校において女礼教脩之儀上稟」がある。この文中で、全国各地において小学校

教育の中で礼法教育が始められていた事、その実施には、各地に在住していた流派礼法諸家があたつた事が示されている。この建議により小笠原家は、神田小川小学校（裁縫所）等での女礼式の授業の開始を促し、その教授を担当するにいたつた。

こうした経緯があつて、明治一四年五月、小笠原清務・水野忠雄を編集兼出版人として『小学女礼式 第二』が刊行される。簡単に書誌について記す。

洋装本。緒言等七頁、本文六五頁。ボール紙の表紙（一八、五×一二、一糰）に以下のように印刷されている。

明治十四年五月印行
小学女礼式 第一
同源社藏
付す。
『小学女礼式 第二』の「緒言」には以下のようにある（私に句読点を

扉も同じである。巻末には以下のようにある。
明治十四年五月七日版権免許
編輯兼出版人 東京府士族／小笠原清務／神田区猿楽町三番地
愛知県士族／水野忠雄／麹町区飯田町二丁目六十
五番地

発兌書肆

日本橋通三町目／丸屋善七

また「定価十八銭」の朱印が押されている。

近世に刊行された礼法書が明治になつて再刷されることはあつたし、また欧米の礼法書が翻訳されることはあつた。『（習字）小学行儀法』（八戸市立図書館所蔵）が明治九年に刊行されている。これには明治の世相はよく書かれているが、礼儀作法の専門書とはいがたい。とすれば、『小学女礼式 第二』は、近代礼法史上、日本人が礼儀作法についてまとめた最初の出版物と位置付けられる。

今回当府各公立学校に於て女礼式を設けられ、起居進退の作法を生徒に伝習せんかため、府庁より依嘱ありて、我等をして其式目を定めしむ。我等謙劣自ら揣らす。日常家塾にて教授する所の礼節に本つき、繁を省き簡に従ひ、専ら目下の便宜を參照して之を制定せしか、幸にして府知事松田君の嘉納を得、当府小学校教則中に加へらるゝの榮を荷せり。然れども其式目たる單に幼女を教導するの点に止まりて、礼式の初步なれば、素より全貌を見るべきものにあらず。事宜に依り時態に応し、異日之を損益せらるゝ事もあるへし。〈割註：立礼式の如きも目今調査中なれば早晚併せ行はるゝ事なるへし〉

且此書を編輯するに主とする所は、元来礼式の演習をして一時に府下各学校へ普及せしめんか為め、其教員の速成を期されたりしか、

各自に於ても亦能く銳意勉力、其課業を卒へ、以て教員の職に就くを得たりといへとも、概するに伝習日浅くして熟練を経しに非されは、其作法の謬差なきを保し難く、因りて専ら其遺忘に備へんか為め、聊其一斑を筆記せるのみにして、敢て他に示すものにあらざるなり。

一教員たる者は、礼式を幼童に授くるに於て、一朝急速に其成業を責むへからず。徐々之を教導し、孳々として倦むなく、深切懇到ならんを要す。然して其目的たる啻に容儀を修飾するのみならず。能く其意向の如何を指示すにあり。故に起居進退によりて、男女剛柔の別、上下尊卑の分を明かにする等の実地に就きて、其徳性を涵養し、淳厚謙讓の風に薰染し、駿々其器を拡充せしむるを期す。茲に述る所は専ら幼女を教ふるものなりといへども、其年齢凡八九歳以上に至るにあらざれば、之を施し難し。故に五六歳の幼齢には男女を問はず、唯其大法を挙げて之を練習せしむへし。因て其概略を記し、別に之を附録とす。

明治十四年四月

編者識

内容は「起居進退」「物品薦徹」「陪侍周旋」「授受捧呈」「進饌程儀」「飲食程儀」「附録」からなる。これらの用語を使用する礼法書もあるが、後の礼法書に比して、むずかしい漢語が使用されているといえよう。またその最初の条は以下のようにある（改行は原文のママ）。

凡五六歳の幼児に礼法の大意を学はしめんには形態を究屈に束縛し

起つ様

両手を膝の上に置き腰をたてながら足の爪先を

も立て右の膝を少しくあけ体の起つに隨ひて左の足を揃へて立ち両足の踵を地につけ腰を居ゑ

肩を平らかにし臂を張らす縮めす頭頸を直くし

正面に向ひ左右を回顧すへからず

このように、使用される漢字にも振り仮名がなく、説明の挿絵もない。

よくいわれる礼儀作法のイメージのひとつ「堅苦しい」印象を与えるものといえよう。小学生向けに編まれた、木内たつの・谷川とく編『女子普通作法書』（明治三五年一〇月、金昌堂）の「緒言」に「本書は勉めて文字文章を平易にし、実習上の事は一々絵画を用ひて、理解に便ならんことを計れり」とあるように、後の礼法教科書では、平易な表現と理解をたすける挿絵が用いられている。

また、当時の教科書類が、「やわらかい」和装本が多かつたのに対しても、洋装本である。小笠原清務が、この書物にどのような思いをかけたかは不明である。しかし、内容ではなく、装釘等を見る限りでは「威厳」や「權威」のあるものにしようとしたのではないかと思われる。

なお内容は、「附録」を除けば、近世の礼法書にもみられる内容である。これまでになかった内容がみられるのは「附録」である。はじめに次のように記されている。

て氣力を抑制せしむへからず。快樂にして遊戯に資しく専ら精神を暢発せしめんを要す。故に体操等の式に倣ひ一二の号令を以て之を進退せしむ。

また最後には以下のようにある。

此等の式を練習せしめは、体操遊戯と並び行はれて、自然に作法を覚へ徳性を涵養し、将来廉恥を破り、風俗を紊るか如き事なきに至らんとす。但し式法は多きを要さず。特に体格を整へ行歩を習はしむるにあるのみ。

明治十五年十一月卅日

版權免許

定価金十八銭

編輯人 東京府平民／高橋文次郎／京橋区弓町三番地

出版人 大坂府平民／高橋平三郎／京橋区通仲橋七番地

壳捌人 東京府士族／斎藤福弥／京橋区南伝馬町一丁目一番地

東京府平民／石川治兵衛／日本橋区馬喰町二丁目一番地

卷頭に「小学女礼式訓解 高橋文次郎編輯」とあり、題には「せうがくじよれいしきくんかい」と振り仮名がある。奥付は以下のようにある。

式訓解 高橋文次郎編輯 全』とある。見返しは以下のようにある。

高橋文次郎編輯
小学女礼式訓解

東京書肆 平城閣藏版

近世の礼法教育においては、実技的な面は個人が個人に教えるものであり、集団に教えるものではなかつた。それを体操のように号令をかけておこなわせる。近世から近代への大きな移り変わりとして注目にあたつする。

二二

『小学女礼式 第二』を解説し、挿絵を加えたものとしては、明治一五年一月に高橋文次郎編輯『小学女礼式訓解』(東京書肆平城閣藏版)が、同年一二月に西村敬守著『増補図解 小学女礼式』(暢盛社)が刊行されている。

『小学女礼式 第二』を解説し、挿絵を加えたものとしては、明治一五年一月に高橋文次郎編輯『小学女礼式訓解』(東京書肆平城閣藏版)が、

同年一二月に西村敬守著『増補図解 小学女礼式』(暢盛社)が刊行されている。

まず『小学女礼式訓解』であるが、表紙左肩に題簽があり、「小学女礼

起つ様

右の手を膝の上に置き左手の指先を膝の脇に着け腰を立てながら足の爪先をも立て右の膝を少しくあげ体の起つに随ひて左の足を揃へて立つべし。

書名に「訓解」とあるが、まずすべての漢字に読み仮名が付され、濁点も付されている。『小学女礼式 第二』にはなかつたものである。また、内容も一部言い換えられたり、省略されている。

さらに、内容を具体的に視覚化した、四九点の図が載る。『女子容儀作法』（後出）の緒言に

文中に画を挿むものは、その一擧手一投足の、文字の外に瞭然たらんことを期するが為なり。

とあるように、礼法書の図解は、その理解を助けるものである。その図も粗雑なものではない。

『増補図解 小学女礼式』には「緒言」があり、成立事情がうかがわれる。それによると、貞操従順をもつて徳の本とし、優雅・端正・温和をもつて礼の要としていた婦女子が、文明開化によって、かたわらに人がいなかのように「高声談笑」し、漢語を使用して人に誇り、道路では大歩横行し、危座して談論し、立つて物の授受をし、父母兄姉の言に逆らい、貞操を旧弊、礼譲を卑屈と詈り、男女同権、自由、権利を叫ぶ、不貞不孝の悪徳が増長している。それを憂慮していたら「小学女礼式」が制定され、小学修身課に編入し習わせることになった、それは「近来的一大美挙」である。しかし、府下の公私小学で実施しているところが少なく遺憾だ。そこで「私撰増補」をして傍訓をつけ、図画をつけて、世に公にして、婦女子に知らしめ、今日の弊風を矯正する助としたい、というのである。文明開化によつてもたらされた婦女子の変化が具体的

に記されている。その点が注目される。口絵二丁（四頁）と漢字の読み仮名、そして「私撰増補」の箇所が本書の特徴である。

以上の『小学女礼式訓解』（増補図解）『小学女礼式』から明らかになる『小学女礼式第一』の問題点の一つは、内容よりも形式にあり、漢字に振り仮名が付いていなかつたことである。教科書の目的からすれば、当然、配慮すべきことである。

四

明治一六年四月には、『小学女礼式 第二』編者自身の小笠原清務・水野忠雄が『小学女礼教授法』（同源社蔵版）を編纂刊行している。それに以下の一「緒言」がある（私に句読点を付す）。

曩に東京府庁に於て小学教則中礼式の科を設けられんとするに方り、我輩に委嘱ありて該式法を制定し、府下公立学校女教員をして其作法を伝習せしめらる。依りて當時演習者の遺忘に供せんが為め、其式を筆記して小学女礼式を編述せり。爾來学校女生徒の容儀大に觀るべきものあるに至るものは、主として衆教員の勤勉に由るといへども、抑府庁施設の其宜に適するに本つかずんばあらず。然れども退きて生徒実況の情態を察するに、其演習たる日猶浅きを以て、進退周旋の際仍ほ多少の扞格あるを免かれざるに苦しむものなきに非ざるを以て、今回更に府庁学務課并師範学校の各位と協議し、教導の便を図り、一層簡易の作法を撰定し、題して小学女礼教授といふ。

顧ふに本府は各府県の標準にして、今や小学の礼式、僅に歳余の演習にして能く其功を奏する如此。則ち今回の撰定する所のことき他

五

日延て全国女生徒に及ぼし、漸々一般の風俗を改良するに至らんも亦將た何ぞ難しと謂はんや。苟とに能く然らば修身科中特に作法の一項を設けられたる文部省の旨趣にも適するものといふべくして我輩の翹望する所なり。

明治十六年

編者識

明治十七年八月 日御届

同 年同月 日出版

出版人 嵯峨野増太郎 飯田二丁目五十六番地

大壳捌 通三丁目 丸屋鉄次郎 長谷川町一番地

版元 武田平治

横山町三丁目 辻岡屋文蔵

同 二丁目 鶴吉社

神田五軒町 今古堂

また卷末に以下のようにある。

明治一七年八月に嵯峨野増太郎編輯『小学女礼式絵入種本』(八戸市立図書館所蔵)が刊行されている。銅版刷、洋装本、小本という、これまでない装訂である。奥付は以下のようにある。

右に記されているように、その内容は、『小学女礼式 第二』よりは、

いささかわかりやすく書かれており、「要件の概略」が述べられている。

なお「修身科中特に作法の一項を設けられたる文部省の旨趣にも適するものといふべくして我輩の翹望する所なり」とあるが、こうした小笠原清務の言説を意識したことであろうか、四条流料理で知られ、伊勢流礼法を学んだ石井泰次郎が「實に小笠原流のといふ流名の礼法は、無用なもので、無論修身科の中に加へて、教授すべき物でない」(『女鑑』

二三九号、明治三四年一〇月)と述べている。

また、序は以下のようにある(私に句読点を付す)。

凡そ諸礼は尊きとなく賤しきとなく、人たるもの、要道なり。然り、是を行ふにおのづから男の子女子の違ひあり。わけて女子は家事を能く治め、亦人の応答起飲食婚礼、其他の式に至るまで、すべての行作を知らざるは、我君子国に対してはづかしきことにこそあれ。

されば政府より女礼式てふものを普く布告せられしわ、欠くべから

ざるの情に出るになん。よつて幼稚のために図絵を加へ、只一目にして解し易きを旨として、此書を作る。幸に予が老婆心に従事して、

人のひとたる諸礼を習ひ得て、一日も捨ることなかれとしかいふ。

六

明治壬午仲冬 梅雄誌

右に「政府より女礼式てふものを普く布告」とあるが、これは小笠原清務の『小学女礼式 第二』をさしているのではないかと思われる。

なぜなら、その内容は「起居進退」「物品薦徹」「陪侍周旋」「授受捧呈」「進饌程儀」「飲食程儀」「附録」からなり、『小学女礼式 第二』と同じであるからである。

ただし、『小学女礼式 第二』をもとにしたのではなく、前掲『小学女礼式訓解』をもとにしたようである。『小学女礼式絵入種本』の「起居進退」の第一は以下のようにある（改行は原文のママ）。

礼文故典ノ宗家小笠原氏ノ門人小松信香及ヒ其門ニ遊ベル勝橋吉次郎ト相謀リ、小学女礼式ヲ註訳増補シ携ヘ來リテ一言ヲ乞フ。予受ケテ而シテ之ヲ閱スルニ、座作進退ノ礼、接客饗応ノ儀、凡幼者ノ学ブベキモノ尽ク備ラサルナシ。独リ女子ニ益スルノミニアラズ。世ノ教育ニ任ズルモノ、或ハ此書ニ拠リテ而シテ児童ノ徳性ヲ涵養セバ、他日順正ノ美風ヲナス豈測ルベケンヤ

一起ち様 右の手を膝の上に

置き左手の指先を膝の脇に

着け腰を立てながら足の爪先 (絵)

をも立て右の膝を少しくあげ

体の起つに随ひて左の足を揃

へて立つべし。

これは『小学女礼式 第一』ではなく、『小学女礼式訓解』と同じである。

『小学女礼式絵入種本』はこの後に「〈日本西洋〉 衣服裁縫の教目録」

が付されている。これが本書の特色となつてゐる。

明治一七年一一月刊、小松信香編輯『(註訳増補) 小学女礼式』(開文堂藏版)は、愛媛県小学督業綾田桃三の序がある。それに以下のようにある（私に句読点を付す）。

「礼文故典ノ宗家小笠原氏ノ門人小松信香及ヒ其門ニ遊ベル勝橋吉次郎ト相謀リ、小学女礼式ヲ註訳増補シ携ヘ來リテ一言ヲ乞フ。予受ケテ而シテ之ヲ閱スルニ、座作進退ノ礼、接客饗応ノ儀、凡幼者ノ学ブベキモノ尽ク備ラサルナシ。独リ女子ニ益スルノミニアラズ。世ノ教育ニ任ズルモノ、或ハ此書ニ拠リテ而シテ児童ノ徳性ヲ涵養セバ、他日順正ノ美風ヲナス豈測ルベケンヤ」

「礼文故典ノ宗家小笠原氏」とは小笠原清務と考えてよいだろう。右を信じるならば、編輯した小松信香が小笠原清務の門人であつたことになり、小笠原清務の一派のひろがりがうかがえる。

なお、編輯者小松信香は愛媛県士族であり、出版社開文堂も愛媛県にあり、『(註訳増補) 小学女礼式』は、愛媛県地方のものとして注目される。またその巻末にある「発兌書肆」は以下のようにある。

大阪	利見又吉郎
小豆郡	文会舎
丸亀	開文舎
伊予松山	向井藏次郎
備前岡山	細謹舎
阿波徳島	世渡谷文吉

と「伊予松山」の書肆が含まれている。

七

明治一六年五月には、『小学女礼式 第二』の「緒言」にあつた立礼式をまとめた『新撰立礼式』（同源社藏版）が刊行されている。『新撰立礼式』には福羽美静の序があり、水野忠雄の以下の「緒言」がある（私に句読点を付す）。

本書が成る経緯がうかがわれる。なお管見に入る限りでは、「立礼」がタイトルにある最初のものであるが、「立礼」を述べたものとしてはこれが初めてのものではない。

八

明治一四年五月に『小学女礼式 第二』が発行されて以後、続けざまに礼法教科書が刊行されている。

まず明治一四年六月、小谷時中編輯『〈小学教科〉女児礼式』（同盟書房藏版）が刊行される。小谷時中は京都府士族とある。はじめに滋賀県令籠手田安定の書「非礼勿視非礼勿聽非礼勿言非礼勿動」があり、明治一三年六月とある。その「総論」には以下のようにある（私に句読点を付す）。

（前略）維新ノ後、万国ノ交際日ニ開ケ、礼服ノ制、拜礼ノ式皆時世ノ適宜ニ從ヒテ制定セラル、ニ当リ、復タ立礼ノ作法ニ需ツモノアリテ、不肖忠雄、小笠原清務氏ト共ニ東京女子師範学校ニ於テ立礼式取調ノ命ヲ荷ス。是ニ於テカ古今内外ノ礼法ヲ取捨シ、先ツ進退・授受・進収・宴会ノ四部ヲ起草スルノ際、幸ニ長崎省吾君亦談事業ニ参スルノ命アリ。依テ現今宮内省式部寮等ニ行ハル、所ノ作法及ヒ泰西各国ノ礼法等ハ耑ラ同君ニ諮詢シテ之ヲ撰定シ、未タ其稿ヲ

脱セサルモ、過ル十三年来談校ノ女生徒ニ実施シテ略其緒ニ就ク力如シ。而シテ今亦東京師範学校ニ於テモ礼節ノ科ヲ設ケラレ、其教習ヲシテ忠雄ニ命セラル。因テ其書ヲ世ニ公ニセンコトヲ懲憲スル者多シ。之ヲ辞スレハ却テ之ヲ秘スルノ嫌アリ。乃チ之ヲ梓行シテ、以テ世ニ問フ事ハナシヌ。其他文書・贈答・洒掃・応対、或ハ冠婚葬祭等ノ式法ノ如キモ次ヲ逐テ刊行シ、以テ大方ノ是正ヲ乞ハントスト云爾。

明治十六年一月 水野忠雄述

方今教化休明学校の設、都鄙に普く絃誦の声四境に達し、實に古今未曾有の開明と謂つへし。而して開化自由の論者、或は洒掃応対の節人を待し、物に接するの道を以て細謹視蔑如するの弊なきにしも非す。亦文明の一疵に非すや。是吾の此書を綴る所以なり。

九

本書も、おそらくは『教学聖旨』の影響を受けたものと思われ、いわば急激な文明開化の振り戻しとして成されたものであることが知られる。関東にとどまらず、関西でもこのようなものが、ほぼ同時期に成されたところに時代の流れを見る事ができる。

「総論」の次に「平常心得」として次のようにある。

女子は別して幼より礼儀を習ふて動作威儀を飾ひ、一言一行敢て教に外る事勿るへし。放肆驕惰に成長して婦の徳を失ふ者は、仮令容色才能は美と雖も觀るに足らされば、能く師の教訓に従ひて礼節を習ふべし。

右の「師の教訓に従ひて」に象徴されるように、内容は技術的な作法を説く小笠原流というよりは、才色よりも婦徳の重要性を説き、教訓的な性格が強い。「修身」的ともいえよう。

翌一五年三月には、同じく京都府士族の若林敬太郎が著した『(挿画)〈小学生徒〉行儀作法等之心得』(平城閣)が、同年四月には、滋賀県士族小林義則編輯『(男女普通)小学諸礼法』が刊行される。

また明治一五年四月には東京府平民近藤瓶城編『小学諸礼式』(中近

堂)が刊行される。なお抜粋したとされる書目に「小笠原小記録」があげられている。これは、おそらく水戸藩に仕えた稻葉則道の編んだものと思われる(註1)。

礼法教育の普及という点で注目されるのが、明治一五年一二月に刊行された『小学普通諸礼式』(柱題「普通小学諸礼式」)である。編輯・出版人は山形県士族太田政徳、編者補は同じく山形県士族都築祐吉、発行は山形十日町の書肆で山形県平民荒井大治郎(明治閣)と山形県のものである。その「凡例」には以下のようにある。

一本書ハ、余カ幼年ノ頃学脩セシモノト、現時江湖ニ伝播セル諸書ヲ参考シ、児童ニ礼節ノ、概略ヲ知ラシメンカ為ニ、編纂セシモノナリ

一本書ヲ編纂スルノ際、幸ニ県命ヲ受ケ、東京ニ遊フヲ得タルヲ以テ、
目今礼節ノ大家諸氏ニ就テ、一々其意見ヲ問ヒ、大ニ節目ヲ増補セ
リ

「余カ幼年ノ頃学脩セシモノ」は、太田政徳が士族であるから武家礼法であり、小笠原流である可能性も多い。「現時江湖ニ伝播セル諸書」とは小笠原清務『小学女礼式 第二』(前掲)などをさすのであろう。たとえば

「附録」の冒頭に

初で、入学の幼児に礼の大意を授けんには、快樂にして、専ら、精神を、暢発せしめん事を要す。故に、令を以て、之を進退せしむ。

とあるが、これは『小学女礼式 第二』の「附録」の冒頭（前掲）をふまえたものと考えられる。東京に遊学のさいに指導を受けた「目今礼節ノ大家諸氏」とは、『小学女礼式 第二』の編者の一人小笠原清務などであろうか。

地域社会のものとしてはこの他に、明治一七年二月に刊行された伊藤雅夫・川村寛『小学初等科諸礼式』（若林堂藏版）があり、編修の二人も出版人も三重県下安濃郡在住、序も安濃郡長福井邁によるものである。また同年四月刊の『小学礼法』（樂善堂）は、編輯者鹿又祐藏は宮城県士族であり、樂善堂も仙台にある。

なお明治一七年一二月に刊行された近藤瓶城編『男女普通』礼式書』（中近堂）に「此編は遐陬僻壤専門教師に乏き地の為にす」とあり、礼儀作法の教師がとぼしい地域があつたことをうかがわせる。

（註1）『小笠原流小記録』については、川瀬康子「稻葉則道と『小笠原流小記録』について」（『図書館情報メディア研究』一卷一号、二〇〇三年）がある。